

市が主催する講座等における一時保育に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が主催する講座等（以下「講座等」という。）への子育て中の市民の参加を促進する条件整備の一環として、講座等において、一時保育を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「一時保育」とは、講座等の実施中に、当該講座等の参加者が養育する小学校第3学年までの児童（満1歳に満たない児童を除く。）を保育することをいう。

(一時保育の実施)

第3条 市は、子育て中の市民が主にその参加対象となる講座等において、一時保育を実施するものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長が必要と認める講座等において、一時保育を実施することができる。

(利用の申込み)

第4条 一時保育の利用の申込みは、講座等の申込み時に、行うものとする。

(利用の承諾)

第5条 市長は、前項の申込みがあったときは、速やかに承諾するものとする。ただし、定員を超える場合については、承諾しないことができる。

(利用料)

第6条 一時保育の利用の承諾を得た者は、当該一時保育の利用料を、申込み時に全額納付するものとする。ただし、市長がやむをえない理由があると認めるときは、別に定める方法により、納付することができる。

2 前項の利用料は、別表のとおりとする。

(利用料の返還)

第7条 既納の利用料は、返還しない。ただし、利用者の責めによらない理由によって一時保育を利用することができなくなったときは、その全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第8条 前各条に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から申込みを受け付ける講座等から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から実施する講座等から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から実施する。

(別表)

利用料(児童1人あたり)		
講座等の開催設定時間 (1回あたり)	2時間までのもの	200円
	2時間を超えるもの	200円に、2時間を超える時間について1時間までごとに100円を加えた額